

電気通信事業紛争処理委員会（第113回）議事録

1 日時

平成23年3月28日（月）午後3時00分から午後5時03分まで

2 場所

第4特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員

坂庭 好一（委員長）、淵上 玲子（委員長代理）、尾畑 裕、各務 洋子、山本 和彦（以上5名）

(2) 特別委員

加藤 寧、白井 宏、森 由美子、若林 亜里砂（以上4名）

(3) 総務省

佐々木 祐二 情報流通行政局 衛星・地域放送課長、
磯 寿生 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 融合戦略企画官

(4) 事務局

佐村 知子 事務局長、副島 一則 参事官、鈴木 一広 紛争処理調査官、
濱崎 末盛 上席調査専門官

4 議題及び議事概要

(1) 放送分野の制度と現状について（情報流通行政局からの説明）【公開】

放送分野の制度と現状について、情報流通行政局から説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

(2) ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再送信の同意について（情報流通行政局からの説明）【公開】

ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再送信の同意について、情報流通行政局から説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

(3) 平成22年度年次報告（案）の審議【公開】

平成22年度年次報告（案）について、事務局から説明を受け審議を行った。

(4) その他【公開】

次回委員会は4月26日（火）に開催予定である旨、事務局から周知した。

5 議事内容

<開会【公開】>

【坂庭委員長】 定刻になりましたので、ただいまから第113回の電気通信事業紛争

処理委員会を開催させていただきたいと思います。

この3月11日に大変な災害がございまして、特別委員の加藤先生も大変な御苦勞をされていると伺いました。被災の皆様には大変な状況にあると思います。何もできませんけれども、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

本日は委員5名が出席いただいておりますので、定足を満たしてございます。また、4名の特別委員にも出席いただいております。

本日の会議では、議事次第にございますとおり、4つの議題を予定してございます。すべて公開で開催させていただきます。

<議題(1)放送分野の制度と現状について(情報流通行政局からの説明) 【公開】>

【坂庭委員長】 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。最初は、議題1の「放送分野の制度と現状について」でございます。本件につきましては、総務省情報流通行政局衛星・地域放送課の佐々木課長から御説明をいただくことになってございます。また、情報通信国際戦略局情報通信政策課の磯企画官にも同席いただきまして、補足的な説明がございましたら、していただくことになってございます。それでは、よろしくお願いいたします。

【佐々木衛星・地域放送課長】 衛星・地域放送課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料「放送分野の制度と現状について」に基づきまして御説明させていただきたいと思います。資料が若干ボリュームがある関係で、やや駆け足になるかと思っておりますけれども、御了承いただければと思います。

まず、3ページ目を開いていただければと思います。まずは、日本の放送の現状という観点から御説明を申し上げたいと思います。

我が国の放送メディアは、大正14年から、音声放送の中の中波放送からスタートをしております。その後、昭和28年にテレビジョン放送が白黒で開始されております。それから2年ほどたちまして、ケーブルテレビは、当初、伊香保温泉でテレビジョン放送の再送信をするという形でスタートをしております。その後、各メディアはそれぞれ多様化が進展してきておりまして、例えばテレビジョン放送でございますと、白黒からカラーへ、さらに音声多重放送、文字多重放送などがございます。

また、平成元年からは衛星放送が開始されてきております。この衛星放送の欄につきま

しては、特別衛星放送、一般衛星放送と2つ区分がございます。これはまた後ほど御説明させていただければと思いますが、特別衛星放送と書いてございますのは、BS放送と東経110度のCS放送でございまして、現在、いわゆる3波共用受信機でそのまま受信できる放送でございます。また、一般衛星放送につきましては、それ以外の放送ということになるところでございます。

また、最近ではデジタル化が進展しておりまして、まずは一般衛星放送のほうから平成8年にデジタル放送が開始されております。以降、衛星放送、ケーブルテレビが先行するような形で、その後、地上放送のデジタル化が進展してきております。今年7月24日に完全デジタル化という運びになる予定でございまして、それに向けて現在、様々な施策をやっているところでございます。これもまた後ほど御紹介させていただきます。

4ページ目でございます。放送メディアの市場規模でございまして、全体の規模感を御覧いただければと思います。放送メディア全体といたしましては、3兆8,000億円程度の規模でございまして、そのうちの6割弱が地上系民放放送事業者でございます。NHKが17.5%、ケーブルテレビが13.5%、衛星系の民間放送事業者が10.2%といった内訳になっておるところでございます。

1枚めくっていただきまして、5ページ目、さらにこれを個別に見ていったものがこちらの表でございます。

地上放送は、NHKにつきましては5,263億円でございますが、それ以外の民放につきましては、在京キー局と準キー局及び中京局、ローカル局ということで区分させていただいております。こちらにある数字のとおりでございますが、1社平均で見ますと、在京キー局につきましては、1兆1,068億割る5という計算をいたしまして2,214億円、準キー局及び中京局につきましては1社当たり433億円、ローカル局につきましては59億円ということで、民放につきましては局によって規模がかなり違うことがお分かりいただけるかと思っております。

また、衛星放送は、特別衛星放送、先ほど申しましたBS放送と東経110度のCS放送でございますが、BS放送の民間放送事業者につきましては11社で1,034億円、1社平均で94億円、東経110度のCS放送につきましては12社で414億円でございまして、1社平均35億円、一般衛星放送につきましては91社で2,440億円ですので、1社平均27億円という規模でございます。

また、ケーブルテレビにつきましては313社で5,134億円でございまして、1社

当たり平均16億円くらいの事業規模だということでございます。

続きまして、6ページ目ですが、放送メディアの営業収益の推移ということでまとめさせていただきます。

放送メディア全体といたしましては、平成19年度を頂点といたしまして、その後、景気の悪化等の影響がございまして営業収益自体は若干落ち込んできているような状況でございます。全体的なトレンドとして見てまいりますと、CATVあるいは衛星放送がこのグラフの左から右にかけて徐々に大きくなってきているところが御覧になっていただけるのかなということでございます。

続きまして、7ページ目でございます。放送メディアにつきましては、多様化ということでメディアが非常に増えてきた状況でございますが、あわせて、衛星放送、ケーブルテレビを中心に多チャンネル化が非常に進んできておるところです。21年度末のチャンネル数、470チャンネルと書かせていただいておりますが、これにつきましては、地上放送を東京で受信可能なテレビチャンネル数が9チャンネル、特別衛星放送では80チャンネル、一般衛星放送では254チャンネル、ケーブルテレビでは127チャンネルとなっております。この中で、特別衛星放送の東経110度のCS放送と一般衛星放送とケーブルテレビで放送されている番組の中で重複がございしますので、実際にはこれよりも少ない数になります。いずれにいたしましても、かなり多くのチャンネルが実際に放送されている状況でございます。

続きまして、8ページ目でございます。各メディアの特性ということで御紹介させていただきます。

テレビの放送につきましては、ここでは右から2番目の欄の視聴世帯数というところを御覧になっていただければと思いますが、地上放送につきましては、ほぼ100%の普及率ということで約5,000万世帯の視聴があります。衛星放送につきましては、特別衛星放送は22年3月末で2,340万世帯、一般衛星放送では228万世帯、ケーブルテレビでは2,568万世帯といった数字になっておるところでございます。参考として、インターネットの数字を、世帯ベースではなく人数ベースで示させていただきます。

ページをまたおめぐりいただきまして、続きまして放送制度の概要について御説明させていただきます。

放送法につきましては、既に御案内のとおりかと思っておりますけれども、さきの臨時国会で法改正が審議され、昨年12月3日に放送法の一部を改正する法律が既に公布されておる

ところでございます。まず、ここの放送法の概要①から③で御紹介しておりますのは、現行放送法と新放送法におきまして、基本的にはそのままの考え方、規定の内容が維持される基幹的な部分についての概要でございます。

最初に、番組編集関係ということで書かせていただいております。

放送法第1条の目的といたしまして、「次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するよう規律し、その健全な発達を図る。放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」ということでございます。

さらに、第3条で放送番組編集の自由が規定されておるところでございます。

あと、放送法の第3条の2第1項におきまして、いわゆる番組準則ということで、放送を行う際に遵守していただく事項が4項目規定されておるところでございます。また、NHKにつきましては、さらに「公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するよう努力すること」等が追加されています。

3条の2第2項におきましては、番組調和原則というものが規定されております。

これらを受ける形で、具体的に放送事業者が自ら番組基準を策定して、番組審議機関の設置をしていただいて、放送番組の適正を図るという仕組みが放送法の中に規定されております。具体的には、下のほうにございますが、NHK、民放でそれぞれそのような仕組みができておるところでございます。

続きまして、11ページ目を御覧になっていただければと思います。放送の計画的普及でございます。

放送法では、放送を計画的に普及するということが放送普及基本計画というものを策定することとされておりまして、その中で放送対象地域が定められておるところでございます。その放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定していくことになるわけでございます。放送対象地域におきましては、NHKで難視聴解消の義務、民放でその努力義務といった形で放送の普及を図っていくことが規定されておるところでございます。

具体的なところは一番下を御覧になっていただければと思いますが、この地図を御覧になっていただくのが分かりやすいかと思います。この放送普及基本計画の中で、関東、近畿、中京の3地域につきましては、いわゆる広域圏ということで1つのエリアを決めさせていただいております。それ以外に、岡山及び香川、鳥取及び島根の区域については2県

を1つの区域にしております。それぞれチャンネル数が規定されておまして、緑でかかれておりますところが4事業者以上の地域でございます。空色のところが3事業者の地域、黄色のところが2事業者以下の地域でございます、地域ごとに視聴可能な民放のチャンネル数が若干異なっているのが状況でございます。

続きまして、12ページでございます。民放とNHKの二元体制でございます。

民放とNHKでは、民放はいわゆる広告放送を行っており、NHKは受信料による放送を行っておるという違いがありますが、それに加え、放送法上、目的、普及義務あるいは番組準則、放送番組審議機関の関係で、NHKにつきましては若干の上乗せになるような規定があるところです。

続きまして、13ページ目でございます。先ほど御説明しましたとおり、放送法の改正が昨年12月に行われて公布されているところで、現行の法体系では4法あるものを新たな法体系といたしまして、放送の関係につきましては1つにまとめることにしております。また、電気通信事業の関係では、有線放送電話法と電気通信事業法が1つに統合されるといった改正が行われたところでございます。

14ページ目、改正の概要でございますが、かなり細かいところまで書かせていただいております、説明は省略させていただきたいと思っております。

放送の参入に係る制度につきましては、4法をまとめることとなりますので、全体の整合をとる形の改正を行うことになっております。放送につきましては「基幹放送」、「一般放送」という区分といたしまして、基幹放送につきましては、いわゆるハード・ソフト分離も可能になるような制度にしました。従来どおりのハード・ソフト一致の方法も併存させるという内容になっております。

あとは、マスメディア集中排除原則の法定化でございますとか、放送の安全・信頼性の確保等の改正を行っております。

また、(6)でございますけれども、再放送同意に係る紛争処理につきまして、あっせん・仲裁制度を新たに整備しております、電気通信紛争処理委員会でこの制度の運用をお願いするという内容となっておりますのでございます。

続きまして、16ページ目を御覧になっていただければと思います。ここからは、各放送メディアについて、個別の動向につきまして御説明させていただきたいと思っております。

まず、地上系の放送でございます。先ほど申し上げましたように、放送普及基本計画の中で具体的にそれぞれの放送対象地域ごとの放送系の数の目標が定められておるところで

ございますが、実際の民放の置局、いわゆる番組系列というものをこの16ページ目に示しておるところでございます。それぞれJNN、NNN、FNN、ANN、TXNの置局の状況がこちらで御覧になっていただけるかと思えます。

続きまして、次のページ、17ページ目でございます。地上系一般放送事業者の営業収益、営業損益の状況をまとめておるものです。先ほど全体の傾向を最初のところで御覧になっていただいたとおりでございますけれども、キー局につきましては、営業収益ベースで見ますと、平成19年以降、減少傾向になっております。また、準キー局では平成17年以降、中京広域局、ローカル局では平成16年以降、減少傾向となっておるところでございます。

18ページ目から20ページ目にかけては、地上テレビのデジタル化の進捗状況をお示しさせていただいております。

地上デジタル放送につきましては、18ページ目の右のグラフでございますとおり、地上デジタル放送用受信機の普及が昨年12月末段階で94.9%まで進捗してきているといった状況でございます。

1枚めくっていただきまして19ページ目でございますが、この地上デジタル放送の視聴形態といたしましては、ここにございます5種類ぐらいの形態があるところです。この中で特に対処が必要なところが、上の3つの共聴施設のデジタル化でございます。

具体的には、20ページ目の表の下段になりますが、それぞれ目標を定めながら計画的に進捗するようにやっておるところでございます。それぞれ受信機の普及につきましては、低所得者へのチューナーの無償給付等を行ったり、3月いっぱいで行われますけれどもエコポイント制度、あるいは高齢者等への最終確認運動などをやっておるところでございます。また、共聴施設の関係の対策につきましては、政府からの補助金でございますとか周知活動、あるいは弁護士等に相談するような仕組み、衛星を使用しました暫定的な対策などをとることにしておるところです。

また1枚おめくりいただきまして、ケーブルテレビの関係でございます。

地デジの関係で申しますと、ケーブルテレビで地デジの対策をとられることになるところがございますので、地上デジタル放送のみを視聴できるようなサービスを提供していただきたいということで総務省からもお願いしておるところでございます。全事業者の68.1%が導入していただいているところでございます。その料金につきましては、大体この右にあるとおりでございます。6割強ぐらいが1,000円以下で提供するといったサービ

スを行っております。

22ページ目でございますが、デジアナ変換ということで、デジタル放送をケーブルテレビでアナログ視聴できるような形で信号変換しまして提供するというサービスがございます。これも総務省から依頼しておりますところでございます、特に2台目、3台目のテレビがアナログテレビとして家庭に残ることが想定されますので、そういったものの有効活用という観点からもこういったサービスをお願いしておりますところでございます。導入計画ありまで含めると、右側のグラフにありますとおり、世帯率で9割以上といったところでございます。

24ページを御覧ください。ケーブルテレビ事業者の概要でございます。

最初のところで御覧いただいたとおり、全世帯の半数近くが既にケーブルテレビを経由してテレビを御覧になっていただいている状況になってございます。また、右上のグラフを御覧になっていただければと思いますけれども、経営状況につきましてもかなり改善してきておるような状況でございます。右下の表を御覧になっていただくと、多数の事業者が単黒・累黒の状況でございます。単年度黒字が既に83%程度の事業者ということになっておるところでございます。

25ページ目、ケーブルテレビのMSO化の現状でございます。

MSOと申しますのは複数地域のケーブルテレビを保有する事業者でございます、代表的なところが、この表にございますジュピターテレコム、ジャパンケーブルネット、コミュニティネットワークセンターでございます。こういった大手のMSOは、ケーブルテレビの視聴シェアで申しますと半分ぐらいを占めています。ケーブルテレビは地域のメディアとして当初、再送信で生まれ、その後、地域密着ということで成長してきておるわけでございますけれども、現状ではこういった大規模なケーブルテレビ事業者が生まれております。

26ページ目、各都道府県におけますケーブルテレビの普及状況でございます。都道府県によってかなり濃淡があるわけでございますが、全般的な傾向といたしましては、西日本のほうが比較的普及率が高いといった状況がお分かりいただけるかと思っております。

28ページ目を御覧になっていただければと思います。衛星放送の関係でございますが、衛星放送につきましては、東経110度と東経124度、128度に上がっている衛星を使って各家庭で受信していただくという仕組みでございます。この東経110度に上がっている衛星の放送が、いわゆる特別衛星放送でございます、3波共用受信機で受信可能

な放送が行われる。124度、128度のほうは専用の受信機が必要な放送が行われているところでございます。

29ページ目でございます。衛星放送の普及状況をお示ししております。

こちらを御覧になっていただければ大体の傾向がお分かりいただけるかと思えますけれども、民間放送のWOWOWあるいはスカパー！は、最近では契約件数につきましては横ばいに近い形で推移しておるところでございます。また、右側のスカパー！につきましては、従来からございました124度、128度のサービス、右下のグラフから、3波共用受信機で受信できるスカパー！e2、右上のグラフにシフトしてきているような状況でございます。この2つを足し合わせると横ばいに近い状況になっておるところでございます。

30ページ目が衛星放送に係る収支状況でございます。全般的に御覧になっていただきますと、費用、収益とも少し右上がり傾向のようところがうかがえるかと思えます。右下にございますが、損益で見た場合につきましては、東経110度のCS放送につきましても平成21年度で初めて黒字化を達成いたしまして、他の衛星放送につきましても黒字を維持している状況でございます。

31ページ目、32ページ目は国際放送でございます。

31ページ目、テレビの国際放送につきましては、外国人向けと海外在住の日本人向けと2つに分かれております。外国人向けにつきましては、英語の放送が行われておるところでございます。これにつきましては、放送法の中におきまして、日本の政府から実施主体であるNHKに対して要請して放送を行っていただくという仕組みがございまして、平成22年度予算では、その関係で24.5億円が措置されていることになってございます。また、右側の邦人向けのサービスにつきましては、ワールドプレミアムという名前で提供されております。

32ページ目はラジオの国際放送でございます。これにつきましては、使用言語として18言語で放送が行われておるところでございます。テレビ同様、要請放送の仕組みがございまして、平成22年度予算額といたしましては9.5億円が計上されておるところでございます。

かなり駆け足になりましたけれども、以上でございます。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

私からの質問なのですが、地デジ化に関して、たまたま先週、洗濯機が壊れて買いに行ったら、この震災の影響で部品の生産がとまっているというんですね。だから、電気屋さんにある在庫の中から選んでくださいと言われてたんですが、テレビ等でそういう影響、あるいはそもそも震災の影響で地デジ化どころではないという話もあり得るかと思うんですが、そのあたりの対応というのはどうなんでしょうか。

【佐々木衛星・地域放送課長】 震災の地デジ化に対する影響状況でございますけれども、先週の国会の審議の中でもそのような御質問をいただいたところです。7月24日停波に向けて万全を期して進めていくという点につきましては、ここまで、18ページの調査結果にもございますとおり、昨年12月段階の数字でほぼ95%まで来ておりますので、この先、必要なことをすべてやりまして、7月24日完全停波に向けて進めていくということが、まず基本としてございます。

また、受信機の状況といったものにつきましてもしっかりと把握していきながら、7月24日に向けてしっかりと進めていくというところでございます。

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょうか。はい。

【渕上委員長代理】 20ページに、受信障害対策共聴というところで、無料の受信状況調査と弁護士等相談という急に異質なものがここに出てきておりまして、具体的にどんなことをされているのかをお聞かせいただければと思うんですが。

【佐々木衛星・地域放送課長】 実際に電波が届いているのか届いていないのかについての調査をやらせていただくというのが無料の受信状況調査でございます。デジタル化によりまして電波の飛び方がかなり変わっております。アナログですと、反射波とかの影響でかなり視聴できなくなったりとか、ビル陰についてかなり広く視聴できない、いわゆる受信障害エリアが発生するところにつきましても、デジタル化によりまして、この部分がかなり小さくなる場所がございますので、そういった地域を含めまして受信状況の調査をしているところでございます。

また、弁護士等相談につきましては、受信障害共聴施設の場合ですと、昔、整備した施設で、この施設の管理を一体どういうふうに行っているのか、だれが実際に主体となって運用されているのかがなかなか分かりにくかったりするケースがございます。場合によって紛争に近いような状況が生まれているケースもあるように聞いております。そういう場合につきまして、弁護士等、法律の専門家のお知恵をかりて解決していただく仕組みを総務省で用意したという内容のものでございます。

【**渕上委員長代理**】 現実にその仕組みを活用している件数というのはどのぐらいあるんでしょうか。

【**佐々木衛星・地域放送課長**】 今、ちょっと手元にございませんで、また、これは改めましてお知らせさせていただければと思います。

【**坂庭委員長**】 よろしいですか。

【**渕上委員長代理**】 はい。

【**坂庭委員長**】 ほかにいかがでしょうか。はい。

【**各務委員**】 6 ページ目の放送メディアの営業収益の推移ということで、テレビはインターネットが出て以来、大きな変化が起こっているわけですけれども、平成21年度のグラフの推移を見ましても本当に減ってきている。緑の部分ということは地上放送が減ってきているわけですけれども、ほかに例えば衛星放送とか、一方でCATVが伸びているということが6 ページで見えますが、全体の減り分がどこで補強されているかという大枠のところは、こちらでは見ていらっしゃるんでしょうか。

【**佐々木衛星・地域放送課長**】 全体的なところですが、緑の部分、地上放送の民放の部分の減り方が大きいというのは御覧いただければお分かりいただけるかと思えます。これは、ある意味、平成20年、21年と、いわゆるリーマンショックなど景気の大きなインパクトがあったことがありまして、広告の収入が落ち込んだことが一番大きい原因ということが言えようかと思えます。あとは、直接、放送メディアとは関係ございませんで、委員の御指摘があったように、インターネットにつきましては、広告関係ですけれども、広告の収入が増えていることがございませんで、それが果たして放送のほうからシフトしているものなのかどうかまではちょっと分かりませんで、全体的な枠組みといたしましては、放送につきましては19年を頂点としまして、その後の景気低迷等の影響がございましてやや減ってきているといった傾向かなととらえておるところです。

【**各務委員**】 ありがとうございます。

【**坂庭委員長**】 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【**若林特別委員**】 基本的な質問で恐縮なんですけれども、14 ページの放送法等の一部を改正する法律の概要の6番、本委員会に関係するところなんですけど、この再放送同意に係る紛争処理というのは、私が理解していたところではケーブルテレビ事業者による地上波の番組の再放送を念頭に置いてということだと思えます。これは、例えば地上波同士の再放送については全く関係ないんでしょうか。放送法に、やはり同意がなければとい

うのはあるんですけども、地上波同士ではそういう問題は現状、生じていないということになるのでしょうか。

【磯情報通信政策課企画官】 現行法に則して言いますと、確かにおっしゃるとおり地上波と地上波、あるいは地上波と衛星でも発生する話でありますけれども、現在、有線テレビジョン放送法は、ケーブルテレビを規律している法律であります。同意の問題については、こういう紛争処理のスキームが有線テレビジョン放送法において、裁定という形で置かれていた。これは、ある意味ケーブルテレビが地上放送の再送信メディアとしてそもそもスタートしているという経緯があったからと理解しております。非常に紛争が多いという状況は現在でも変わっておりませんので、そういったことを踏まえて、今回の法改正では、従来、大臣裁定だけだった紛争処理のスキームについて、あっせん・仲裁という形のオプションを設けて、より迅速あるいは的確な解決策、当事者が納得できる解決策を模索できるような制度を入れたといったことでございます。

【坂庭委員長】 逆に言うと、(有線テレビジョン放送と地上放送以外の) 放送と放送で何かあったら、それに対する法律はないということですか。

【磯情報通信政策課企画官】 制度として、すべての同意に関する紛争を処理する特別なスキームを置いているわけではないということです。ケーブルと地上波については、従前から有線テレビジョン放送において裁定というスキームが置かれていたということでございます。

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょうか。

私からの質問なのですが、いわゆるフレッツテレビというのはケーブルテレビに分類されるのでしょうか。

【佐々木衛星・地域放送課長】 現行法で申しますと、電気通信役務利用放送という形になるわけございまして、有線テレビジョン放送とはまたちょっと違う制度になっておるところでございますが、そちらも現在、非常に契約数等が伸びている状況になってございます。

【坂庭委員長】 そうすると、例えば6ページのグラフの中ではどこに入るんですか。

【佐々木衛星・地域放送課長】 この区分けの中ではケーブルテレビの中に入っていると御理解いただければと思います。

【坂庭委員長】 ほかによろしゅうございましたでしょうか。

では、ありがとうございました。以上で議題1は終了とさせていただきます。以上でございます。

＜議題（２）ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再送信の同意について（情報流通行政局からの説明）【公開】＞

【坂庭委員長】 続いて、議題２に入らせていただきます。「ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再送信の同意について」でございます。本件につきましても、引き続き佐々木課長から御説明をいただくことになってございます。よろしくお願いいたします。

【佐々木衛星・地域放送課長】 それでは、資料２に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

まず、３ページ目を御覧になっていただければと思います。

これはもう既に御案内のとおりの話かと思っておりますけれども、区域外再送信につきましては、下の絵ではA県と書かせていただいている放送事業者が放送を行っている地域と異なる県、ここではB県とさせていただいております放送のエリア外でケーブルテレビ事業者が放送波を受信いたしまして、それをB県で再送信、再放送していくといったものでございます。その場合に、「放送番組が一部カットして放送される場合など、『放送事業者の放送の意図』がその意に反し、害されまたは歪曲されないことを担保するという趣旨から、ケーブルテレビ事業者は、放送局の放送を受信し、再送信するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要」とされておるところでございます。いろいろなケースがあるわけでございますけれども、A県の放送事業者がB県でのケーブルテレビの再送信につきまして——これは再放送と同じ意味の言葉でございますけれども、B県のY放送事業者の視聴率が低下することが考えられますので、そのことを考慮して同意に難色を示すといったケースがあります。

４ページ目でございます。再送信同意に関する規定ということで、制度を整理させていただいております。

まず、有線テレビジョン放送事業者と放送事業者の間で、有線テレビジョン放送事業者から放送事業者に対しまして同意申請を行う。それを受けて、両者間で協議が行われることとなります。同意が放送事業者から出れば再送信が可能になるわけでございますが、同意を拒否することになった場合に紛争になっていくわけございまして、協議不調あるいは協議を行うことができないことになった場合に、有線テレビジョン放送事業者が裁定申請を行うことができるということになってまいります。現在の仕組みでは、総務大臣から

情報通信行政・郵政行政審議会の有線放送部会に諮問しまして、答申をもらうこととなります。それを受けまして、総務大臣が裁定をすることになるわけでございます。裁定につきましては、同意しないことについて放送事業者のほうに正当な理由がある場合を除き、同意すべき旨の裁定を行うこととされておるところでございます。

なお、この諮問を行います審議会につきましては、放送法の一部改正によりまして、有線放送部会から当委員会に変わることになっておるところでございます。

5 ページ目でございます。再送信同意の規定のそれぞれの考え方を少しお示しさせていただいておるものでございます。

まず、有線テレビジョン放送事業者は放送事業者の放送を再送信するときに同意を受けなければならないということですが、この立法趣旨といたしましては、昭和47年の立法時の国会答弁等を見ますと、こちらにあるとおり、有線テレビジョン放送法の同意制度が、有線放送業務の運用の規正に関する法律の同意制度と同じ趣旨であることが明らかになっておるところでございます。有線テレビジョン放送法は昭和47年にできた法律でございますけれども、それ以前は、有線放送業務の運用の規正に関する法律という昭和26年にできた法律の中で有線テレビジョン放送と有線ラジオ放送が同じように規制されていたということで、このもとの法律のほうに既に同意制度があったわけでございます。昭和26年の立法時の国会の答弁などを見ますと、議員立法か議員修正かと思いますが、「その編集が再送信の際に歪曲されるということに対する保護、こう我々は解釈しております」という質問に対しまして、提案者が「大体そのとおりでございますが」ということで答弁しており、最後のところで「いわゆる細切れ放送による権利の侵害を防止する」ということを答弁してございます。こういった国会での議論を踏まえますと、有線テレビジョン放送法におきます同意につきましては、再送信の際に放送元の放送事業者の編集内容が変更されることを防止すること、すなわち放送事業者の放送の編集意図がその意に反し、侵害されまたは歪曲されないことを担保するための制度であることを明らかにしているものと解されるということでございます。

それから、6 ページ目でございます。大臣裁定についての規定が13条の第3項にあるわけでございますが、これは昭和61年に導入されている規定でございます。それまでは、再送信につきましてはあっせん制度があったところでございます。

この当時の国会答弁を見ますと、当時の佐藤郵政大臣の答弁といたしまして、「各地域においてトラブルが発生して、なかなかあっせんというだけでは解決できないという現

実の面が出てまいりましたので、裁定という法的根拠を、公平に行う手段として今度の法改正をしたわけでございまして」といったことになっております。また、政府委員のほうの答弁でも、これは裁定の際の、いわゆる5基準とされる、正当な理由に当たる内容を答弁で示しておるものでございますけれども、放送番組が放送事業者の意図に反して一部カットして再送信されるというような場合、放送事業者の意に反して番組が異時再送信が行われるような場合、再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こすようなことがある場合、ケーブルテレビの施設が確実に設置できるというような見通しが無いとか、そういうケーブルテレビ事業者としての適格性に問題があるような場合、ケーブルテレビ側の技術レベルに問題があるような場合、こういった場合については同意しないことについて正当な理由があるという考え方がここで示されておるところでございます。

7ページ目でございます。この再送信同意につきましては、平成20年4月に総務省でガイドラインを示したところでございます。また、後ろに出てまいりますけれども、平成20年にこれを定める前、平成19年のころに何件か裁定申請が上がってまいりまして、実際に裁定を行ったことがございます。そういう動向なども踏まえまして、総務省で学識経験者等による調査研究会を開催いたしまして、その検討結果を踏まえまして、このようなガイドラインをお示ししたものでございます。

まず、内容的に2点に分かれますが、1点目が協議手続の関係でございます。このガイドラインに示しております協議手続の位置付けといたしましては、裁定申請の要件を満たしているかどうかを判断する際の資料となるようなものでございます。新たに再送信同意を求める場合につきましては、原則としまして、こちらにあるような内容につきまして説明する必要があるということでございます。

協議の終了といたしましては、協議が調ったときまたは調わないときに終了するということでございますが、調わなかったときの考え方といたしましては、ここに書いておりますような手続に従って協議を行い、または協議を行おうとしたにもかかわらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、または放送事業者等が誠意を持って協議に応じようとしないうことをいうことになっておるところでございます。

8ページ目でございますが、再送信同意については、裁定を行う場合につきましては、正当な理由がある場合以外は同意すべきという裁定となるわけでございますが、この正当な理由の解釈をお示ししたものでございまして、大きく2つに分かれておるところでございます。まず1つ目が、「放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保にかかわる次のい

ずれかの場合」でございまして、先ほどの政府委員答弁の5基準と同様の内容のものでございます。こちらにございます①から⑤の内容でございます。

また、ガイドラインの中で新たに整理された内容といたしまして、区域外再送信の場合についてのみでございますけれども、「放送事業者等の『番組編集上の意図』である『放送の地域性に係る意図』の侵害の程度が、『受信者の利益』を考慮して、許容範囲内にあるとは言えない場合」については正当な理由があるということです。放送事業者は基本的に、広域圏につきましては広域圏の放送でございますが、地域の放送を行っているケースが大半でございます。その放送事業者の地域性に係る意図の侵害の程度とケーブルテレビを通じて受信される受信者の利益を考慮するというところでございます。この「地域間の関連性」につきましては、通勤等の人の移動状況などの地域間における交流状況などに基づいて個別に判断し、また、少なくとも放送対象地域の隣接市町村の再送信については、再送信の同意をしない「正当な理由」には該当しないことをガイドラインの中で示しておるところでございます。

その他のところにお書きいただいておりますが、過去、適法に同意が得られた再送信については、地域間の関連性が低い場合であっても、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、放送のデジタル化等、メディア環境の変化を踏まえて一定期間の経過措置を講じることとされておるところでございます。また、地元放送事業者の経営に与える影響等から、地元放送局の同意をまず先に受けてから、実際に電波を出している放送局に行きなさいといったケースもあるわけでございますけれども、そういった地元同意については、「正当な理由」の判断においては考慮されないというものでございます。

9ページ目でございますが、新放送法における紛争処理制度の改正ということでお示しさせていただきます。

裁定につきましては、現行の有線テレビジョン放送法に規定されております大臣裁定を基本的には維持するという内容のものでございまして、あっせん・仲裁につきましては、今回、新設されるということでございます。それぞれの紛争処理を行う主体でありますとか申請の手續、要件、判断基準等につきましては、こちらにございますとおりです。

11ページ目を御覧になっていただければと思います。再送信の協議において、具体的にどういう点が論点になっているのかをお示ししているものでございます。

裁定制度が昭和61年にできた際の国会答弁などから引用しているものでございますけれども、当時の状況といたしましては、協議自体を拒絶する、あるいは経営への影響を

ぐる争いといったケースが大半でございまして、入り口のところでなかなか進められないといった状況があった模様でございます。それが、その後、紛争の形態といたしまして多様化・複雑化が進んでおりまして、下の表になりますけれども、ここ何年かの状況といたしましては、協議の拒絶あるいは経営への影響をめぐる争いに加えて、同意条件に関する争いでありまして、技術的な事項に関する争い、あるいは地域的な関連性をめぐる争いが出てきておりまして、このそれぞれの内容につきましても個別にいろいろなケースが発生してきている状況でございます。

12ページ目でございます。具体的にどういった点が論点となったかということで、一例でございますけれども、平成19年に大分県のケーブルテレビ事業者が福岡県の放送の再送信を行うことで協議をした結果、最終的に大臣裁定に至ったという事案の論点を整理したものでございます。

こちらにございますように、いわゆる5基準についての有効性、5基準だけでいいのかといったことでございますとか、区域外再送信における放送の意図について、放送の意図を考えるに当たって、区域外であるということと特別に考える必要があるのか、あるいは地域性の問題についてどのように考えるのかといったことが論点となっております。また、経営的・金銭的な問題ということで、実際に放送事業に与える経営への影響につきまして勘案する必要があるかどうか、あるいはビジネスモデルについても勘案する必要があるかどうか、あと著作権処理の問題などについて論点になりました。また、アナログ視聴者の利益の保護について勘案する必要があるか。それから、地元経済・視聴者に与える影響ということで、地元の情報が区域外再送信によりまして相対的にその地域の方々に視聴されなくなってしまうといった影響があるのではないかと。また、違法再送信と申しますのは、放送事業者のアナログ放送について、違法な状態であったケースについて、どのように考えるのか。過去において同意期限切れになった状態で再送信を行ったことがあるという事実があったような場合、こういったものをどのように考慮すべきであるか。さらには、裁定制度そのものについての意見もあったところでございます。こういった内容につきまして、放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の意見の対立が見られました。

14ページ目でございますが、過去、これまで裁定が行われたものでございます。内容といたしましては、一番下のものは裁定申請後に申請が取り下げられた事案でございまして、それを除きますと4回、裁定が行われておるところでございます。

最後、16ページ目でございますけれども、著作権法上の許諾との関係でございます。

再送信に当たっては、有線テレビジョン放送事業者は、再送信の同意を放送事業者から得る必要があることと併せまして、著作権法上の著作権・著作隣接権の許諾を得る必要がございます。したがって、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者は、番組に含まれる著作物について、著作権に関する権利処理を行うことになるわけですが、過去、大臣裁定制度を作った昭和61年の国会審議におきましても、同意制度と著作権法の著作隣接権制度は別個の制度であるという答弁が行われておるところでございます。

具体的には、下の過去の国会答弁というところを御覧になっていただければと思いますけれども、文化庁の政府委員答弁で、一番最初のところ、「同意制度と著作隣接権制度というのは全く別個の制度、権利でございます」といった答弁が行われておるところでございます。また、郵政省の政府委員も、「著作権制度とはその制度の趣旨を異にしておる」といった答弁をしているところがございます。また、一番下、「有線テレビジョン放送法上の同意の許可が郵政大臣から与えられたにもかかわらず、著作権法を理由に放送事業者がCATVに許諾をしないというようなことが起き得るとすれば、それはまさに財産権の乱用でございます」といった答弁が当時、行われておるところでございます。

以上でございます。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございました。それでは、御質問あるいは御意見ございましたら、お願いいたします。はい。

【淵上委員長代理】 同意に関する対価の問題については、紛争になったような表現は書いていないですが、それは現実にあるのかなのか、それが1つ。

それと、著作権と再放送同意との関係で、いずれにしろ対価問題が生じるんじゃないかと思うんですけれども、対価というのは一体化してしまうんじゃないか。つまり、再放送同意部分と著作権部分を含めた対価という話があると思うんですけれども、その場合にこの委員会の行う紛争処理というのはどこまでのものなのか、その範囲が気になるんです。その2点、お願いいたします。

【佐々木衛星・地域放送課長】 対価自体が紛争になった事案があるかどうかでございますけれども、我々といたしましては、全国のすべての事案につきまして、どういう状況なのかを個別にすべて把握するところまではなかなか難しいところがございます。全国的に見た場合に対価の問題が非常に大きな問題になっているということには必ずしもなっていないのかなと思います。

それと、紛争処理の対象として、著作権の問題と併せまして紛争処理委員会でどこまで

守備範囲とすべきかという点につきましては、紛争そのものの中身が著作権の話で協議が進まない状態になっていてということであれば、それはまず著作権の問題を解決していただくということだろうと考えられるわけでございます。もともと有線テレビジョン放送法に定められております現在の大臣裁定制度は、結局、その立法趣旨との関係が問題になってこようかと考えておるところでございまして、放送事業者の番組編集上の意図について、それが曲げられないようになっているのかどうかといった点について問題になっているケースにつきまして、具体的に裁定で判断していくべき事項だと思っております。そういう意味では、今後も新しい放送法の立法趣旨の中でどのように判断できるかになっていく問題だろうと思っております。

【磯情報通信政策課企画官】 今回の法改正におきまして、基本的に再送信、再放送の範囲といたしますか解釈というのは変えておりません。改正法は基本的に有線テレビジョン放送法の当時の立法趣旨も踏まえながら構成されております。ただ、実際に著作権の問題とその他の紛争が一体化してきたときにどうかというところは、やはり個々の事例を踏まえながらになってこようかと思っております。ここで申し上げておきたいのは、著作権についての考え方については、従前の考え方、解釈を踏襲しているということでございます。

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょうか。はい。

【山本委員】 2点ですが、第1点は再送信同意に係るガイドラインの法的な位置づけについてお伺いしたいです。一応、裁定の際の手續で、正当な理由の解釈については再送信ガイドラインによるということになっていますが、これは何らかの意味では法的な拘束力があるものとしてこういうふうに書かれているのか、それとも事実上このガイドラインによるのだという、何か運用の指針みたいなことで書かれているのかをお教えいただければというのが第1点です。

2点目は、先ほどの渚上先生の御質問とも関係するんですが、正当な理由の判断においては、対価というか金銭的な給付みたいなものは基本的には考慮される余地はない、つまり、一定の金銭的な給付がされることによって正当な理由が一種補完されるようなことも法律のほかの分野では時々あるように思いますけれども、これにおいてはそういうことは基本的にはないと理解されているのか。その2点をお伺いできればと。

【佐々木衛星・地域放送課長】 まず、ガイドラインといたしましては、有線テレビジョン放送法に定められております再送信あるいは再送信に関する大臣裁定の規定についての行政としての解釈を示したものといった位置づけになろうかと思っております。

2点目は、再送信同意制度自体が放送事業者の番組編集上の意図の保護がそもそもの趣旨でございますので、従来のな考え方になろうかと思えますけれども、その中におきましては、金銭的なものについて考慮されるのかということ、そこは少し別のことなのかなといったことでこれまで運用されてきたものだろうと考えておるところでございます。

【坂庭委員長】 よろしいですか。

【山本委員】 そうすると、第1点について、行政上の解釈だということは、本委員会を拘束するものなのでしょうか。

【磯情報通信政策課企画官】 あくまでガイドラインは大臣が裁定するに当たっての「ガイドライン」でございますので、拘束するわけではありません。

【佐々木衛星・地域放送課長】 あっせん・仲裁の場合は、おそらく今、指摘があったような形になるだろうと考えられるわけでございますけれども、大臣裁定の場合につきましては、諮問の中身を御審議いただくわけございまして、最終的にその処分を行いますのは総務大臣になりますので、総務大臣の解釈として、法解釈としてガイドラインにあるような考え方に基づいて裁定を行うことになってまいります。法解釈自体はガイドラインで示しており、その運用に当たって適切性を確保するという観点から御審議いただくことになりますので、大臣裁定につきましては、ガイドラインを踏まえて御審議いただくことになるのかなと考えておるところでございます。

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【加藤特別委員】 14ページなんですけれども、紛争の発生状況からすると、過去の裁定ということで、平成20年に最後の案件が終わってから2年以上たっているんですけども、起きていないのか、下火になりつつあるのか、それともいろんな問題がくすぶっていて、これからもいろんなケースが発生し得るのか、その辺の見通しはどうなんでしょうか。

【佐々木衛星・地域放送課長】 平成20年4月に最後、取り下げという形で終わっておりますが、ちょうどこのころが、先ほど御覧になっていただいたガイドラインをお示しさせていただいた時期でございます。その後の動きといたしまして、そういった全体的な流れがありまして、ケーブルテレビあるいは民放事業者、それぞれの団体も含めまして、やはりこの問題について何とか民民でできる限り解決できないかと精力的に御検討いただいたといったことがございます。そういったようなことで、解決可能なものは民民でかなり解決されてきておるところでございますけれども、今年7月24日にデジタル完全移行

を控えておりました、なお同意が得られていないケーブルテレビ事業者につきましては早く同意をいただきたいということで、現在もまだ協議が行われているところもまだ残っている状況でございます。

【加藤特別委員】 ありがとうございます。

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょうか。はい。

【白井特別委員】 もう少し基本的なところを教えてくださいたいのですが、例えば3ページの再送信のイメージという図がございます。この図は、ケーブルテレビ局がA県の放送を自分で受信して、それをケーブルテレビ局で再送信するというイメージの図になっているのですが、ここで言っている同意というのは、A県のX放送事業者の放送をずっと、24時間の放送が行われているものについてすべて同じ内容を受信して、自分のほうで流すというイメージに見えるのです。例えば個別にプログラムというか番組を買ってというのもあると思います。ここで言っているイメージというのは、あくまでも自分でケーブルテレビ局が受信したものを再送信することなのか、あるいは放送事業者から、有線か何かでもらって放送するものも入っているのかどうかというのはどうなのでしょう。

【佐々木衛星・地域放送課長】 今、御指摘の点につきましては、前者のほうでございます。受信しまして、そのまま何も変更を加えずに24時間、その放送を流すといった形での再送信でございます。

【白井特別委員】 そうすると、例えば民放の場合にコマーシャルが入っても、そのままではなくてはいけないのですか。

【佐々木衛星・地域放送課長】 はい。差しかえたりとかせず、そのまま流しているというイメージです。

【白井特別委員】 それから、今後はデジタルになると質は落ちないかもしれませんが、ケーブルテレビ局が持っている受信設備によっては、ちょっと信号が劣化しているという場合も、それはもうそのまま流しなさいという形になるということですか。

【佐々木衛星・地域放送課長】 その場合につきましては、先ほどのガイドラインなどで申しまして、5基準があろうかと思えます。資料で申しますと8ページ目の1の⑤、「良質な再送信が期待できない場合」、これに該当してしまいますと再送信に同意しない正当な理由があると判断されますので、そういったケースにつきましては、おそらく放送事業者のほうで再送信の同意をしないということになるかと思えます。

【白井特別委員】 その場合に、ケーブルテレビ局が、あまりにも質が落ちそうなので、

自分が受信するのではなくて、やっぱり事業者から有線でもらうという形になると、それはこれとは話が違うという形ですか。

【佐々木衛星・地域放送課長】 再送信は、あくまでも空中波を受けて、それをケーブルテレビ事業者の送信設備で放送していくという仕組みでございますので、それ以外のやり方で放送事業者から番組を直接供給されるといったケースですと、この再送信とはちょっと違うやり方になりますので、本制度とは別になってまいります。

【白井特別委員】 分かりました。

【坂庭委員長】 放送の中身が全く同じでもですか。

【佐々木衛星・地域放送課長】 はい。そういう場合につきましても、基本的には、直接番組をもらうということであれば、再送信のやり方とはちょっと違うやり方でございますので、現在、有線テレビジョン放送法の再送信、新しい放送法の中で想定しております再放送とは別のものになるということだと理解しております。

【坂庭委員長】 法律の難しいところという感じがします。

ほかにいかがでしょうか。はい。

【尾畑委員】 最後に再送信に係る著作権法との関係というのがついているんですけども、これを言い出すと、そもそも再送信というものの自体が実質的にもう不可能ではないかと思うんですが、今までずっと再送信をやってきて、こういうことが問題になったことはあるのでしょうか。

【佐々木衛星・地域放送課長】 この著作権の処理は民営でされますので、それについては、我々としては、再送信同意書等の中で一定の整理が行われているということ以上のことについてはなかなか分かりにくい状況でありますけれども、これまでのところ、これ自体が問題となったケースは生じていないものと思います。

【尾畑委員】 結局、最初の放送事業者が番組を作るときに、例えば番組の中で使う音楽であるとか、みんな個別に、どこでどういうふうにするからということで、何月何日に、ほかの目的には使わないとか、いろいろと許諾の限定を付けて許諾をとって放送しているはずですよ。それを、再送信するときにまた、一からやらなければならないということになったら技術上、不可能です。放送事業者が、うちはこの部分しか許諾をとっていないからダメですよと言いだしたら、事実上、再送信はもう成り立たない。それで今までやってきたということは、再送信はもとのものと一体であると、担保されていなかったんでしょうか。

【佐々木衛星・地域放送課長】 再送信につきまして必要な権利処理については団体との間の包括契約という形になりますけれども、それについては、ケーブルテレビ事業者が区域外再送信の場合についても団体との間でそういった包括契約関係を既に結んでおります。

【尾畑委員】 すべて個別ごとにとということになるわけでしょうか。

【佐々木衛星・地域放送課長】 ケーブルテレビ連盟がケーブルテレビ事業者をまとめるような形で、団体間で権利処理を行う仕組みになってございます。

【尾畑委員】 ということは、これからも、変化が起こる要因は特にないということでしょうか。

【佐々木衛星・地域放送課長】 現在のところ問題が生じていないということでありまして、仮に今後、いろいろ出てくることがあれば、もちろんその部分に適切に対応していく必要はあるだろうと。現状では、そのやり方で特に問題なく行われているだろうと見ておるところでございます。

【坂庭委員長】 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【各務委員】 2ページ前、11ページに紛争が多様化・複雑化しているという話が出まして、13ページに「地域住民の不利益や経済の停滞につながる」という意見が出たりして、地元経済・視聴者に与える影響が記述されているんですけども、こういった放送番組の中身が再送信によって影響されるかどうかまで論点になるというケースは、今後は増えるか、あるいはこの論点を5つの基準でいうとどこに入るかちょっと分からないんですけども、こうした経済的な影響に関しては考慮する必要がやっぱり出てくるということかどうか、ちょっと伺わせていただきます。

【佐々木衛星・地域放送課長】 地元経済・視聴者に与える影響と、再送信同意制度の趣旨の関係でどうなのかを考えていく必要があるだろうということでございます。再送信同意制度は、放送事業者の番組編集上の意図を保護するという観点から、それがゆがめられたり、ないがしろにされたりということがないように、大臣裁定においても検討していくことになろうかと思えます。ここに書かせていただいております地元経済・視聴者に与える影響が具体的にどういうことなのかという事実にも則しまして、そこは考えていく必要があるだろうとは思っています。結論といたしましては、ケース・バイ・ケースで1つずつ見ていかないといけないということだろうとは思っています。ただ、典型的なケースで申しますと、ガイドラインでお示しさせていただいておりますとおり、きちんとした品質で再放送が行

えるのか、あるいは地域的な関連性があるような場面での再放送が行われることになるのかといった観点から検討していただくことによりまして、こういった論点につきましては考慮されていくのではないのかなと思います。ここはあくまでも個別具体的に判断していく必要があるだろうと思います。

【各務委員】　そうですね。これはとても難しい。イメージとしては分かるんですね。地域住民の不利益だったり経済の停滞になりそうだという……。非常に難しいと思ひまして、これが入るとかなり射程範囲が広がるので、何かちょっと基準がどうなるかなと思ひて、ちょっと不安を抱きました。分かりました。ありがとうございます。

【坂庭委員長】　よろしいでしょうか。私には、具体的にこれがどういうことを指しているのかがちょっと分かりづらいので、後でお示しいただけたらありがたいような気がします。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、大分時間も過ぎてしまいましたので、議題2はこれで終わりにさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

以上で佐々木課長、磯企画官は御退席でございます。どうもありがとうございました。

(佐々木衛星・地域放送課長及び磯情報通信政策課企画官退席)

<議題(3)平成22年度年次報告(案)の審議【公開】>

【坂庭委員長】　次に、議題3に入らせていただきたいと思います。「平成22年度年次報告の審議」でございます。当委員会は、年度終了後1箇月以内に当該年度の紛争処理の状況について総務大臣に報告することとなっておりますので、本日はその案について御審議をいただきたいということでございます。事務局から御説明をお願いいたします。

【副島参事官】　それでは、私から御説明させていただきます。本件の資料は資料3-1と3-2で、3-2が年次報告の本体でございます。

最初に、3-2の報告書本文の表紙を裏返していただいて、裏表紙をちょっと御覧になっていただけますでしょうか。厚くとじたものの表紙の裏でございます。

ここに参照条文を書かせていただいております、この年次報告書の根拠となるものがございます。1つは電気通信事業紛争処理委員会令でございます、第14条に「委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について

報告しなければならない」と。その「総務省令で定めるところ」を定めるものがその下にございまして、電気通信事業紛争処理委員会手続規則の第3条の柱書きに「国の会計年度経過後一月以内に」ということございまして、その報告の内容を1号から5号まで書いてございます。主にあっせん・仲裁の処理のことございまして、5号に「その他電気通信事業紛争処理委員会の事務に関し重要な事項」ということございまして、この規定に基づきまして、従来から委員会名で総務大臣に対して年次報告書を提出しているところでございます。

3-1に戻っていただきまして、従来から作らせていただいておりますけれども、今年度の変更点と特徴を簡単にまとめさせていただいております。大きな1の構成の見直しで、「(1) 報告内容の主従の関係で全体構成を見直した」とことと、(2) に書いてございます「参考資料の類を簡素化しコンパクトな報告書にした」という2点がございまして。

次に、次のページに付けております表を御覧になっていただきたいと思います。委員会が発足しまして、13年度は年が短かったわけなんです、14年度以降の分が一番左のパターン、真ん中が20年度、21年度のパターンということで、具体的には21年度の年次報告書のものを書いてございます。それから、右側に赤枠で囲っておりますのが今回のものでございまして、I部、1章とか章立ての事項名とそれぞれのページ数を比較して並べてございます。

簡単に申しますと、前年度は、第I部の委員会の活動状況の後に、第II部としまして「委員会を取り巻く状況」を書いてございました。その後に、第III部としまして「平成21年度における紛争処理の状況」を書いてございました。「主従の関係で」と最初のページに書きましたことは、昨年度の第III部に相当するものを、22年度、今年度は第II部として「平成22年度における紛争処理の状況」ということで、第I部の委員の任命状況等の後に、政令でうたわれています報告の中核となるあっせん・仲裁等の処理状況を持ってこようということなんです。

例えば、21年度の第I部第3章の「国際通信調停ワークショップへの出席」というのは、今年度でいきますと、名称がフォーラムに変わっておりますけれども、第III部第2章に持ってきています。それから、昨年度でいきますと、第I部第4章の「委員会の機能強化に向けた取組」に担当部局からの委員会席上でのヒアリングなんかも含めておりましたが、そういったものは第III部第1章に持ってきております。それから、昨年の第II部第2章の「紛争処理機能の拡大」は第III部第4章に持ってきております。今回はII部にシンプ

ルにあっせん・仲裁、それに諮問と相談窓口の活動を記載しておりまして、第Ⅲ部にそれ以外の活動状況として並べて置いているといった形での整理をしております。これが構成の見直しでございます。

また1ページに戻っていただきまして、委員会の主な活動・状況ということでちょっとかいつまんで並べております。これは順番に組み込んで報告書本体に載せられているものの特徴的なものを書かせていただいたわけなんですけれども、(1)の7月に総務大臣からの諮問がありまして、それに対する答申を行った、これが具体的な紛争処理の実績の1つでございます。それと、直接法定されてはいませんが、(2)「電気通信事業者」相談窓口におきまして16件の相談等に対応したという概況を書かせていただいております。

(1)、(2)とも第Ⅱ部に書かせていただいております。

(3)12月3日に委員が改選され、4期目がスタートしたというのは最初の第Ⅰ部に書かせていただいております。(4)放送法等の一部を改正する法律に伴う業務範囲の拡大は第Ⅲ部第4章に書かせていただいております。(5)委員会の認知度、利便性の向上のための電気通信事業者等への周知活動は第Ⅲ部第3章に書かせていただいております。それから、(6)業務範囲の拡大を含めたパンフレットを作成し、配付したことを委員会のその他の活動にも書いてございますが、パンフレット自体は資料2としてカラーで付けさせていただきます。

この後、報告書本体を御覧になっていただきながら簡単に御説明させていただくんですが、先にスケジュールを御説明いたしますと、今日、こうやって第1回目で報告書を見ていただいておりますけれども、今日の場合だけでなく持ち帰っていただいておりますときに委員の先生方で御覧になっていただいて、4月8日までに委員会にお気付きの点をメール等で寄せていただきたい。後で御説明しますが、まだ3月末まで何日か時間がございまして、ペンディングのところもあります。そのペンディングをフィックスする部分と皆さんの修正意見等をいただきまして、それを踏まえて次のバージョンの報告書を作らせていただき、4月18日までにまた、皆さんにお送りさせていただきたいと思います。それで、またさらに何かお気付きのところがあったら、すぐにでも御指摘いただきたいところなんですが、4月26日、次回の委員会予定日に再度、修正版を提出いたしまして審議していただいて、若干の修正はあるかも分かりませんが、決定していただく。27日と書いてございますが、4月中に大臣に報告したいと考えております。

それでは、報告書の本体のほうを御覧になっていただきたいと思います。

「はじめに」ということで、根拠と、簡単に今年の出来事を書かせていただいております。日付は大臣に報告するための決裁の日付を入れさせていただきたいと思います。

めくっていただきまして、本文の1ページでございます。12月3日付けで委員の改選が行われまして、新委員を坂庭先生、淵上先生、尾畑先生、次のページの各務先生、山本先生まで書かせていただいております。その次に退任した委員として龍岡先生と富沢先生のこと書かせていただいております。それから、特別委員として3ページに7名のお名前を書かせていただいております。その欄の下に退任した特別委員として山本先生のお名前をもう一度、掲げてございます。

4ページ、「委員会の開催状況」ということで、第106回自体は文書による審議でございますけれども、第106回からの概要を掲載してございます。

6ページ目に第113回、今日のことでございますが、一応、議事は予定で書かせていただいております。開催模様をペンディングにさせていただきます。

7ページが報告書の本体になろうかと思いますが、「第Ⅱ部 平成22年度における紛争処理の状況」でございます。

紛争処理の概況ということで、22年度中においてはあっせん・仲裁の申請はございませんでしたので、ゼロという数字が並んでおります。

「2 総務大臣への答申」としては、諮問が6月29日、答申が7月8日ということで1件、処理をしております。

「3 総務大臣への勧告」も、22年度は行っておりません。

8ページに行きまして、「4 「電気通信事業者」相談窓口における相談」ということで、16件と御紹介しましたが、その内訳を書かせていただいております。もしこのあと数日の中に新しいものが出てきましたら、これを追加させていただきます。

「5 あっせん申請事件のフォローアップ」ということで、紛争処理に関係しますもので、11月25日に過去の事案処理のフォローとして御報告いただいている部分を記載させていただきます。

9ページからは「第2章 諮問事案の処理状況」ということで、1件ございました諮問・答申の例でございます。あっせんの不実行から7月14日の大臣の方での接続協議の再開の命令をしないことの通知までの経緯を含めまして、既に整理済みのものをそのまま載せさせていただきます。11ページ以降に諮問書、答申書もそのまま付けさせていただきます。これが16ページまで続きます。

17ページ、「第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等」ということで、第1章としまして政策担当者からのヒアリング及び視察を掲げさせていただいております。

順を追いまして、(1)で第110回委員会の場でのヒアリングを、四角の中に概況として簡単に要約して載せております。18から19ページにかけてが12月13日の第111回委員会のものでございます。同様に、20ページには2月24日の委員会のものでございまして、21ページに本日のものを別途、記載したいと思っております。ここはペンディングにさせていただきます。

22ページの下に、「2 委員会における施設視察」として9月24日のものを2行だけ書かせていただいております。

23ページ、「第2章 第2回国際通信調停フォーラムへの出席等」も、事後的に委員会で報告させていただいた資料をおおむねそのまま付けさせていただいております。これがずっと続きまして、27ページに、韓国出張で併せて訪問していただいておりますSKテレコムへの訪問も、概要を書かせていただいております。

28ページを御覧になっていただきたいと思っております。委員会の席上では御報告が初めてになりますが、ここで少し書かせていただきましたように、昨年末に韓国の放送通信委員会、KCCからイ・ジョング調査企画総括課長外4名の方が委員会事務局へおいでになっておりまして、少し対話させていただきました。今後も紛争処理について協力してやっていきたいという御意向を寄せられております。今後もこういう機会があれば、引き続き協力を進めていきたいと思っております。

29ページ、第3章で、「1 電気通信事業者等への周知活動」、「2 電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂」、これはさきに改訂しまして御報告も申し上げております。3として「新たな委員会パンフレットの作成及び配布」。

4として、「届出電気通信事業者に対する周知資料の送付」というのは、電気通信事業者の中の届出事業者に対して、定期的に総合通信局等から情報提供を行っております。今年3月にそれに併せて私どもの資料を1枚同封して送らせていただいております。これは、耳を付けております資料3、A4の1枚物でございます。

31ページから、「第4章 次年度からの委員会の業務範囲の拡大」ということで、さきの2月24日に開催しました委員会の説明資料を大体そのまま使って記載させていただいております。36ページまででございます、これが本文でございます。

それから、引き続き早口でお話しさせていただきますと、37ページからが資料編でござ

ざいます。

資料1で「電気通信事業及び電気通信政策等の動向」ということでございますが、37ページの上のページを御覧になっていただきたいと思います。ここに全体の目次を少し書いてございますが、1が「電気通信事業の動向」、2が「電気通信政策の動向」で、3としまして、相対的にページ数は少ないんですけれども、「放送政策等の動向」として放送市場の動向と放送政策の動向を加えさせていただいております。これは今年度からの対応でございます。

さっとめくっていただきますと、例えば39ページの下の上のほうに緑の四角で文章が4行ほど書いてございますが、黄色い四角でPと書いてございます。これは、このグラフが22年9月までとなっております、もうしばらくしますと新しいデータが出てくるんですね。新しいデータが出てくるのを待って数字を現行化いたしますので、P（ペンディング）でございます。次のページも、上も下もPというのがございまして、新しいデータを待って現行化するという趣旨です。41ページも同様でございます。このようにして、数値的なものはもう一スパンだけ新しいデータを置きたいと思っております。

47ページはNTT東西の固定電話接続料の推移、あるいは光ファイバ接続料の推移なんです、これもあと数日しますと来年度用の接続料が決定されるというのがございますので、それを待って新しい数字に差し替えをしたいと思っております。そういった関係で、次の48ページもPが残っております。

55ページには、第二種指定電気通信設備との接続に関する規律ということで、そのための会計の制度を作るということなんです、これもあと数日で確定いたします。これも、確定しましたら、また、該当の部分を現行化したいと思います。次のページも、会計規則の制定のところでPを付けてございます。

新しいものとしまして、60ページ以降に放送市場の動向を書かせていただいております。数枚、今日、佐々木課長から御説明いただいた資料も付けさせていただいております。政策のところも付けさせていただいております。これが資料1です。

資料2と資料3はパンフレットと周知の1枚物でございまして、その後に参考資料編ということで、従来ベースのちょっと長いスパンの資料を付けさせていただいております。

以上でございます。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございました。何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【白井特別委員】 39ページとか40、41ページのブロードバンドの折れ線グラフが1箇所ずつ線が切れているのですが、これは注に關係して線を外したという意味でしょうか。

【事務局】 はい、そうでございます。39ページの下の注2に書いておりました、若干、集計方法が変更されまして、そのために、本来ですと同じ扱いでつなぐところが、方法が変わったものですから、つなげずに分けているという形にしております。

【坂庭委員長】 ほかのところもみんなそういう感じになっているんですね。

【事務局】 はい。つながっていないところは、そういうことです。

【坂庭委員長】 ほかにございますでしょうか。

大部の資料ですので、今、御覧いただいてすぐというのは難しいかと思いますが、先ほどスケジュールを御説明いただきましたように、4月8日までにお時間のある範囲で読んでいただいて、何かございましたら、事務局にメールでお知らせいただきたいということでございます。よろしゅうございますでしょうか。

では、よろしく願いいたします。

それでは、これで議題3は終了させていただきたいと思っております。

<議題(4) その他【公開】>

【坂庭委員長】 次に議題4でございますが、「その他」、事務局から御説明お願いいたします。

【濱崎上席調査専門官】 次回の会議は、4月26日火曜日、午前10時から、場所は総務省会議室で開催を予定しております。御出席のほど、よろしく願いいたします。

次に、今、封筒をお配りさせていただいておりますが、「電子メールの添付ファイルに設定するパスワードについて」ということで、平成23年度版のパスワードを同封しております。

以上でございます。

【坂庭委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。

続いて、今回の東北地方太平洋沖地震被害の状況に関しまして取りまとめた御報告を副島さんからいただくということで、お願いします。

【副島参事官】 ほんの御参考なんですけれども、資料を参考に配付させていただいております。これは、最近、災害が起りましてから、総務省のホームページのトップペー

ジの上の方に災害関係情報を載せておりました、毎日更新しているものでございます。3月27日、昨日の22時版でございます。私どもの委員会で視野に入れております電気通信事業者等がどのような活動をなさっているかということの一端を見ておいていただければということでお配りしておるものでございます。

例えば、最初のページの固定電話で、NTT東日本で加入電話8万3,100回線、ISDN7,700回線とかございます。NTTコム、NTT西はございませんで、KDDI、ソフトバンクに固定電話等があります。フレッツ光はちょっと別だとすると、地震の2日後、3月13日では約90万回線が切れていた、つながらなかったところでございますが、今日のこのベースでいきますと約10万回線になってございます。90万が約10万になっております。

それから、下の携帯電話のところ、ドコモで基地局が708局、停波中なんですけれども、KDDIのau、次のページでソフトバンクモバイル、イー・モバイル、ウィルコムがあります。ウィルコムを除いて計算をしますが、3月13日時点で基地局は約8,700局が停波していました。これが今現在、約1,500局まで縮小してございます。こういったことで、被災地に乗り込んで電源供給とか回線の復旧を関係者の皆さん方、努力されているということでございます。

それから、この表の下に少し書いてございます。2. 放送関係ということで、テレビジョン中継局の停波状況として、岩手、宮城で計32局なんですけれども、3月13日の時点ではこれは95局ありました。ここまで一応、復旧している。

その他、総務省関係の対応状況が3で書いてございますので、参考にしていただければ幸いです。

それから、続きでもう1点だけ。先ほど、佐々木課長からの御説明のケーブルテレビの再送信の同意等のところで先生方から御質問いただきまして、回答があったんですけども、先生方のほうでももう少し質問されたいところもあったんじゃないかと思えます。具体的に、また別途、というようなお話もございました。次回、4月末には今日の議題の関係の民放連とケーブルテレビ連盟という両当事者の団体から御説明をいただくことしております。それまでの間に、まだ総務省にこのところをもう一度クリアに回答を求めたい、質問したいというのがもしございましたら、先生方から事務局に質問を寄せていただければ、ペーパーベースでなり、別途、公開ではない形ででも口頭で御説明をいただくようなことも考えたいと思っております。

【坂庭委員長】 具体的な例を上げて説明していただければ分かりやすいだろうと思われるのですが。

【副島参事官】 では、年次報告書と一緒に、4月8日までに、今の委員長がおっしゃった具体例の提示を含め、オーダーを寄せていただければ、それを取りまとめて担当の課に渡しまして、できれば次回の委員会、4月26日までに資料作成なり何なり対応するようをお願いしてみたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。4月8日までに、年次報告書と同様にメールでお知らせいただければと思います。

以上でございます。

【坂庭委員長】 何か委員あるいは特別委員の先生方からございますでしょうか。

【佐村事務局長】 制度関係も含めて、今日はせっかくの機会でかなり大部な説明をしてもらったんですけども、制度自体も従来の電気通信事業の場合と放送はかなり違いますので、平場で必ずしも分かりにくいということであれば、またこの場を使うか、あるいは個別に言っていただければ御説明に伺うなり、いろいろな方法をとりますので、そこも含めてリクエストがあれば言っていただければと思います。

【坂庭委員長】 では、ぜひよろしく願いいたします。

<閉会【公開】>

【坂庭委員長】 そのほか、だれか何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、大分時間が過ぎましたが、以上で予定した議題は終わりました。以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

—以上—